

令和5年度第2回

藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 議事要旨

日時：2023年（令和5年）8月23日（水）午後2時から午後4時まで

会場：藤沢市役所本庁舎8階会議室8-1・8-2

出席者

（1）委員

会場出席：木原委員、榎本委員、後藤委員、大野委員、佐藤委員、平井委員、
川島委員、清水（聖）委員、鈴木委員、中嶋委員、中村委員、
河瀬委員、清水（英）委員、小熊委員

Web出席：猪狩委員

（2）事務局 別紙席次の通り

1 開会

【事務局（高齢者支援課 會澤）】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第2回藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を開催させていただきます。

私は、本委員会の事務局をさせていただきます高齢者支援課の會澤と申します。よろしくお願いいたします。

オブザーバーといたしまして、本市の次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関するコンサルタント業務を担う、ネクスト・アイ株式会社の中西様が同席しておりますことをご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

6月に開催いたしました第1回の本委員会の中で、皆様から互選により「木原委員」を委員長に選出のご提案をいただきました。木原委員におかれましては、当日ご欠席でしたので、事務局からその旨をお伝えさせていただき、木原委員に委員長の職務をお引き受けいただけましたことをご報告させていただきます。木原委員、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、委員長にご就任いただきました木原委員より一言ご挨拶をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【木原委員長】

委員長に選んでいただきまして、ありがとうございます。私は両方の委員会の委員ではありますが、この計画作成委員会は初めてで、しっかりと務めさせていただきますと思っています。よろしくお願いいたします。

【事務局（高齢者支援課 會澤）】

ありがとうございました。それでは、本日の資料を確認させていただきます。

（以下、配布資料の説明）

では次に、委員の皆様にも第1回の議事録について確認をお願いしておりましたが、修正等ございましたでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、鈴木委員からの修正を持って議事録を確定させていただきます。

それでは、早速議題に入らせていただきますが、本日の会議の記録を作成する関係上、発言内容を録音させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。ご発言される場合には、挙手をお願いいたします。職員がマイクをお届けしますので、マイクを使ってご発言くださいますようお願いいたします。また、ご発言前に委員氏名をおっしゃっていただけますよう、合わせてお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、木原委員にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

2 議題

議題（1）理想とする高齢社会像・基本理念について

【木原委員長】

それでは議題を進めていきたいと思っております。議題1：理想とする高齢社会像・基本理念について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（高齢者支援課 山中課長補佐）】

まず、お手元に資料1-1・1-2をご用意ください。

資料1-1の1番からご説明させていただきます。第1回委員会の時にご提示いたしました資料10についてご意見をいただきましたので、前回の資料10をモニターに表示させていただいております。基本目標の中に、藤沢型地域包括ケアシステムの重点項目ということで6個の項目があります。その5番目に社会的孤立の防止という項目があります。それが8つの基本目標のうち5つに記載されていることに対するご質問とご意見になります。孤立化する原因は何なのか、今より更に周知できる方法を検討してくださいというご意見でした。こちらの回答といたしましては、孤独・孤立への対策は、国において孤独・孤立対策推進法が令和6年4月1日から施行される予定になっており、次期計画においてそれを踏まえた目標設定とさせていただきます。本市において、外出機会の創出、相談できる場所の周知、また、見守りの目を増やすなど、高齢者の方に孤独を感じさせない、孤立しない支援を捉えた計画となるよう記載をしたいと考えております。

続きまして、2番目のご意見になります。基本目標1の中の施策の展開としてボ

ランティアの育成、支援を記載しております。そのボランティアの育成に関して「若い世代から高齢まで関われるような選択肢の多い気軽なボランティアを望みます。また、広くPRして頂けたら地域で支え合える体制強化につながると思います。」というご意見をいただいております。回答につきましては、地域活動の参加・参画について、高齢者の知識や経験は必要不可欠と捉えております。ご意見のとおり、年代に関係なく新たな一歩を踏み出していただけのようなPRやボランティア活動を繋げるプラットフォームとなる「チームふじさわ2020」について、次期計画に記載をさせていただいているところです。

続きまして、次期計画の枠組みについて「基本目標1～3は生きがいづくりや地域づくりなど社会的孤立を防止する仕組みとして、個々の生活に依拠し、自分らしい個人の価値を尊重される内容で良い。基本目標4以下は、それに対してソフト面・ハード面で示していて分かりやすい。」ということで、お褒めの言葉をいただきありがとうございます。今後の事業展開に繋げてまいりたいと思います。

4番目につきましては、今回の資料1-2でお示している内容に関してのご意見になりますので、併せてご覧ください。こちらは事務局からの高齢社会像と基本理念のご提案ということで提示をさせていただいております。まず、資料1-1の4番目のご意見の中で、前回お示しさせていただいた案の中の“「これから」につなげる「今」を生きる。”がいいと思うというご意見、そして5番目につきましては、新たな案をいただいております。そういった皆様からのご意見を踏まえまして、今回的高齢社会像につきましては、前回と同じになりますが「一人ひとりの想いに寄り添えるまち ふじさわ」をご提案させていただきたいと考えております。その理由といたしましては、2017及び2020のいきいき長寿プランふじさわにおいては、地域包括ケアシステムや藤沢型地域包括ケアシステムの大きな柱として、元気な高齢者の方がお互いに支え合うという考え方を打ち出していました。ただ、本計画中に2025年を迎えることや高齢化がより進んでいく昨今において、その方ご自身の身体の状況や気持ちに寄り添い、本人が望まれる生活を送れるように、2023に引き続き「一人ひとりの想いに寄り添えるまち ふじさわ」を掲げ、理念や目標に繋げていく高齢社会像を提案させていただきたいと考えております。

続きまして、基本理念の説明を続けさせていただきます。ご意見の中で「誰も取り残さない」という言葉がネガティブに取れ、過去取り残してきたように聞こえてしまうため、市民と行政が力を合わせのような具体的にイメージができる理念がよいというご意見をいただいております。こちらの回答といたしまして、「誰も取り残さない社会」という言葉については、SDGsや地域共生社会において使用されている表現となっております。高齢者のみならず、市民一人ひとりを俯瞰的に捉えていく立場である行政として、声をあげることが難しい方も取り残さないという気概を持つことが必要であると考えております。そのため、基本目標2では、市の計画

という視点からこの文言を使用し、多機関と協働しながら「誰も取り残さない地域づくりの推進」を使用していきたいと考えておりますが、ご意見のとおり、どこの文面に入れていくかによりネガティブに聞こえてしまう言葉であることも踏まえ、記載をしまいいりたいと考えております。

7番目につきましては、基本理念の自助、自助・互助等の部分にご意見をいただいております。こちらについても資料1-2をご覧くださいまして、4つ案をお示しさせていただきます。

- ①いつまでも健やかな生活を続けることができるよう支援します
- ②住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう支援します
- ③お互いに支え合い・助け合う地域づくりを支援します
- ④個人の尊厳を保持し、状況に応じた日常生活の維持・継続ができるよう支援します

①につきましては、団塊の世代75歳を迎える2025年は、年齢を重ねること、身体の機能が落ちてくることや、認知症の症状が出てくるのが85歳から増加することなど、健康状態をいつまでも保つことではなく、現在の心身の状況を受け入れて健やかに健全であると感じていただけるような支援をめざしていきたいと考えているものです。

②につきましては、一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の方が増える傾向にあることから、在宅生活の支援について、医療や介護・福祉サービスの利用など、自分らしい生活ができるような支援をめざすものです。また、ACPを終末期だけと捉えるのではなく、自分らしく最期までの視点から、次期計画において、基本目標1：自分らしく過ごせる生きがいくりの推進の中にACPの普及・啓発を入れていきたいと考えております。

③につきましては、互助の意味を単純明確化して表現しました。地域団体活動のみならず、隣近所の声掛け、気遣いや気づきなどが大事であることを周知し、小さな輪が大きな輪に繋がっていくような支援をめざすものです。

④につきましては、保持：have、維持：keep の表現があると思いますが、意思決定支援の理念であり、個人の意思を終活ノートなどにより残しておき（保持し）、現状の心身の状況と本人が希望される日常生活が維持できるような支援をめざすものです。

資料1-1の3ページ目をご覧ください。こちらは「コロナ禍の3年間で、高齢者の方々が外出を控え、身体的な部分や認知機能の衰えなど、個人差はありますが、何らかの影響が見られ、今後に対する不安感を持っていらっしゃる様子が見受けられ、施設への入所、お子さんとの同居など安心な選択ではあるものの、高齢になってからの知らない土地への転居は不安感が強く、決断にも時間を要します。自分が自分でいられるよう、安心して生活ができるよう望みます。」というご意見をいただ

いております。市の考え方といたしましては、心配事は人それぞれであると思いますので、その方の不安を少しでも取り除けるような支援をしていけたらと考えております。地域包括支援センターやCSWなど相談としての窓口、介護予防事業や健康づくり事業の参加やACPの普及啓発など、市においても様々な事業があり、市民センターや地域団体活動においても様々あると思えます。その方がその方らしく楽しみを見つけたり、不安な気持ちをお話しできたりする場所や支援をしていけるよう、様々な機関で協働した重層的な支援を推進していきたいと考えております。

【木原委員長】

事務局からの説明、ありがとうございました。理想とする高齢社会像や基本理念につきましても、本日この場で決定といたしますので、委員の皆様からご質問や、ご意見などがございましたら、お願いしたいと思います。

【大野委員】

「一人ひとりの想いに寄り添えるまち」という表現が、いまいちよく理解ができていないため、もう少しご説明いただけますか。

【事務局（高齢者支援課 山中課長補佐）】

ありがとうございます。高齢になると、年齢によって元気な方であったりフレイルの状況が進んできている方、介護認定を受けて在宅で生活をされている方、施設で生活をされている方と、それぞれ、皆さん、体の状況であったり生活の状況であったり、様々な状況が生まれてきているのではないかと考えています。今までの高齢社会像については、人生100年時代に健康な方がどう過ごしていくかという捉え方をすると、例えば2025年というのが団塊世代の方が75歳以上を迎えるというところで、例えば65歳の方が75歳になり85歳になり、65歳以上が高齢者と呼ばれている中で、その高齢者の中でも高齢化がどんどん進んでいる状況を踏まえますと、元気な方ももちろんいらっしゃると思いますが、元気でなくなっている方も、3年前、6年前に比べると増えてきているのかなというところがあると思えます。お1人お1人のご事情や生活の状況、お気持ちの状況、そういうものを踏まえて、お1人お1人に寄り添って、相談支援をしたり生活の支援をしたり、そういうことを行政としてやっていけるような目標設定にしたいという気持ちを今回は入れさせていただいています。

【木原委員長】

ありがとうございます。より幅広く、元気で暮らしている方だけでなく、それぞれの事情に合わせたことを計画に入れていくという考えということによろしいでし

ようか。

【事務局（高齢者支援課 山中課長補佐）】

はい。

【大野委員】

60代は青年、75歳以下は若い高齢者というそうです。その中でも色々とグラデーションがあります。90歳になっても元気な人もいますし、相対的に平均的に弱ってくる人もいます。要するに、行政のこれからの施策展開において一人ひとりに焦点を合わせて、色々課題も含めて考えていこうという捉え方ですね。私どももそれに近い思いでやっておりますので、わかりました。ありがとうございます。

【清水委員】

概念はよく理解できるのですが、具体的に市として、いろんなレベルの方がいる中で相談に応じるといっても、実際に携わる職員の方も含めて、基準がないとどこに働きかけたらいいのか、個人の判断に任されるという理解ですか。それとも基準があって、この人にはこういう支援をしようなどの具体的な運用を考えられているのでしょうか。

【木原委員長】

ありがとうございます。運用ということで、事務局からお願いします。

【事務局（高齢者支援課 山中課長補佐）】

ありがとうございます。介護保険の制度はわかりやすいかなと思いますが、まずはご本人ないしご家族の方が窓口にご相談に来られて、ご本人様の状況を第三者の方が確認して、どういう支援をされるのが1番いいのかという意見と、ご本人様のご意見だったりご家族の方の意見だったり、一番はやはりご本人の意思が大事であると思いますけれども、ご相談から入る場合があります。あとは、本当は相談したいけれども相談ができずにいらっしゃる方に関して、見守りをしている民生委員さんであったり、アウトリーチの支援ができるCSWさんであったり、そういうところに繋がっていきながら、まずはお話をさせていただき、その方のことを確認させていただいて、どういう支援をしていくのがいいのか考えていくという形になるのかと思っております。

例えば、1人暮らしのご高齢の方でも、ご自身で動けてなんでもできるということであれば、自分らしい生活をできると思います。ただ、いつ何があるかわからない中で、相談ができる場所があるということに関しては、行政として、例えば包括

支援センターというものが地域にあるということを周知啓発していく必要があると捉えております。行政側の方ではこういう方はこういうところに当てはまるという、ランク付けは特にしておらず、ご本人やご家族の方と一緒に話をして、どういった支援ができるのかを重層的に支援するということで、様々な機関と連携をしながら支援をしていく体制をとらせていただいていますので、型にはまったものではなく、その方に合ったカスタマイズされた支援をしていきたいと行政では考えていますので、そういった形で進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【清水委員】

例えば、内部的には介護保険や要介護、見守り支援の 1 から 10、そんな風になっていくのですか。マニュアル的なものがないと個人の判断で個人の要求に答えるという理解でよろしいですか。

【事務局（介護保険課 中川参事）】

介護保険制度のお話が出ましたが、まずは、思いに寄り添える、寄り添うというところの中では、必ずしも、ご本人が思っている通りの結論にならない場合もあるかと思ひます。例えば、介護保険の場合で、支援や要介護の度合いではなく、在宅でサービスを受けたい、家族もいない、身寄りも少ないので、施設に入ってサービスを受けたいなど、そういったご相談に対してまずはお話を伺ひ、できる限りその人の意向に沿ったご案内をさせていただきます。必ずしも行政の中で全て解決できるとは限りませんが、まずはご本人の気持ちを汲んで、これは非常に、今お話のあった通り、一人ひとりとなると大きな話になるかと思ひますが、やはり入り口の部分で決して行政からの押し付けにならないよう、まずはお気持ちを汲んで、そこからできることを見出していくというような、目標を持って進みたいということで、こういった理念を掲げさせていただいています。

【清水委員】

ありがとうございます。

【佐藤委員】

「一人ひとりの想ひに寄り添えるまち ふじさわ」だけだと、住民の方もピンとこないのではという思ひもあります。「1 人でも 1 人じゃない」、「支え合う」といったような言葉が入ってくると、もう少し具体的なことがイメージできるかなと説明をうかがっていて思っただけなのですがいかがでしょうか。

【事務局（高齢者支援課 榮課長）】

ご意見ありがとうございます。確かに、具体性のイメージのしやすさというところでは、案としてお示しいただいた「1人でも1人じゃない、支え合う」という言葉が入ることによりイメージしやすくなるということがあろうかと思えます。

まだこれはアイデアの段階ではありますが、例えば、「1人1人の思いに寄り添えるまち ふじさわ」というのは、ひとつの高齢社会像としてご提供させていただいて、副題の形で「1人でも、1人ではない、支え合うまち」とするのか、イメージができるような文言を下に寄り添わせていただくようなことができるかというのかと、思いついたところではあります。この言葉自体を変えようとする、色々アイデアが広がってしまうこともあり難しいところもあるかと思えますが、ご提案としては、この高齢社会像に副題のようなサブタイトルをつけさせていただくことをご提案させていただきたいと思えます。

説明のところですけども、高齢社会像として出しているところに注釈のような形で付けさせていただくということで、具体的に、1人でも1人じゃなくみんなで支え合っていくということが、よりわかるような説明を入れて補完をさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

【木原委員長】

ありがとうございます。タイトルに付け加えるのではなく、本文のところにそういったものを入れるという考え方でいきたいということですね。

【大野委員】

今色々聞きますと非常にいいですね。逆にわかってくると、私ども老人クラブが様々な課題を抱えている中で、幅広い方々が生活の中で何かしようと思ったら、しっかりと相手のことを聞いたり、そこで何ができるかということを一生涯懸命見つけたりすることから始まるんですね。色々説明を聞いたところで、やっと理解できました。高齢社会像を使用するときはその時に少し入れていただくとわかりますね。ますますこの良さがわかってきます。これはいいと思えます。いろんな機会にわかるようにわかるように、そういう言葉を入れていただければ啓蒙できると思えます。

【事務局（高齢者支援課 榮課長）】

ご意見ありがとうございます。おっしゃっていただいた通り、確かにキーワードだけではなかなか伝わりにくいという部分がございますので、実際にこの計画の第三章の基本構想のところ、理想とする高齢社会像についてのキーワードを入れるのと、合わせて説明を入れさせていただいておりますので、その中で、今おっしゃっていただいているようなことができるように、説明として入れさせていただいて、

皆様によりわかりやすく伝わるように表現させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【木原委員長】

ご説明ありがとうございます。他に何かご意見やご質問ございましたらお願ひします。

【清水委員】

いただいた資料をよく見ると、結局、基本理念の基本目標の、この中のどれかにあてはまっていくという理解で宜しいでしょうか。

【事務局（高齢者支援課 榮課長）】

おっしゃっていただいた通り、高齢社会・像基本理念、また、基本目標、施策ということで、その中の高齢社会像基本理念のところに当てはまってくるというご認識で間違いありませんので、よろしくお願ひいたします。

【木原委員長】

ありがとうございました。他に何かございますか。それでは先ほどここで話し合われたようにしていくということで進めてまいりたいと思います。

続きまして、議題2：次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の一次案について、事務局からご説明をお願ひいたします。

議題（2）次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の一次案について

【事務局（高齢者支援課 山中課長補佐）】

資料2-2をご覧ください。皆様にお願ひとなりますが、次回第3回の委員会は11月8日を予定しております。そこでのご意見を踏まえて、議題（3）の意見聴取等のパブリックコメントについて、広報での周知を10月25日に行った後、意見等の募集について11月13日からとさせていただきますと考えております。この11月8日に第3回の委員会を行いまして、ここで皆様のご意見等踏まえた上で、修正した案をパブリックコメントに出していきたいと考えております。資料送付については、2週間前を目処に前倒しさせていただいて、大変お手数ですがけれども、ご覧いただいた上でご意見をいただき、そして当日にそのご意見に対して回答する形で進めていきたいと考えております。今回につきましてもこの委員会の後に皆様にご意見等をいただきたいため、後日通知で依頼をさせていただくような形になります。次回につきましては、後日の依頼を行わない予定であり、当日ご意見をまとめ

させていただきたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

(以下、資料2-3、資料2の説明)

資料2-3ですが、いきいき長寿プラン2023から2026への主な変更点を上げさせていただいております。まず番号1ですが、図表、数値、説明文等現在修正中となっており、文字切れ、重なり、空欄等多々見受けられる中で第一案として出させていただいております、申し訳ございません。今回ご確認いただきたいところとしましては、67、68ページの高齢社会像、基本理念、基本目標について書かれている施策の体系図と、61ページから66ページにかけまして高齢社会像、基本理念、基本目標のご説明をさせていただいておりますのでご確認いただけたらと思います。ページ構成上の大きな修正点としまして、3ページ目の計画策定の趣旨として、前回年齢構成について19歳以下の将来推計人口の説明と20歳以上64歳まで、65歳以上の前期と後期高齢という形でしたが、今後生産年齢人口が減少してくることを大きく説明していきたいというところで、年齢構成について14歳以下と15歳から64歳という形で説明と表についても表記を修正していきたいと思います。5ページにつきまして、「地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現」について高齢者の施策ではありますが、地域共生社会という考え方が指針の中にも出てきており、全国的にある地域包括ケアシステムと藤沢型の地域包括ケアシステム、地域共生社会を説明できる形に修正していきたいと思っています。9ページ目ですが、計画の性格というところに藤沢市市政運営の総合指針との関係を追加させていただきたいと思います。11ページの関連計画との調和というところで、新たに重層的支援体制整備事業及び藤沢市重層的支援体制整備事業の実施計画の説明を追加いたします。

番号3の第2章については現在修正中ですが、今後、重層的支援体制整備事業の本格実施の追記と今日的な生活課題について、一人暮らし高齢者の増加傾向、新型コロナを経て生活の状況がどのように変化しているのか、ACP、重層的な支援という意味でヤングケアラーを含めたケアラー関係、8050問題やごみ屋敷のことを捉えているといった文言を追加させていただきたいと思っています。次に57ページになりますが、本計画に取り組むべき重点的事業ですが、今回説明分について「孤独・孤立対策」と「重層的支援」の文言を取り入れていきたいと思っております。

第4章の施策の展開の中で、基本目標4で112ページから126ページに掲げさせていただいている「認知症施策の総合的な推進」ですが、全面的な修正と認知症施策に関し、別計画の藤沢おれんじプラン、認知症施策推進大綱があり、基本目標4の認知症施策については、第6章で認知症に関する章を新規追加予定とさせていただいております。現在の6本の章立てを7本の章立てとし、現在は藤沢市高齢者保健福祉計画と藤沢市介護保険事業計画を合わせて「いきいき長寿プランふじさわ」とさせていただいておりますが、ここに認知症に関する計画の「藤沢おれんじプラ

ン」をあわせ、3つの計画を「いきいき長寿プランふじさわ」としてお示ししていきたいと考えております。次回の委員会の計画案ではそういった形の章立てで作らせていただけたらと考えております。

【木原委員長】

ありがとうございました。何かご質問、ご意見はございますか。

【小熊委員】

今説明していただいたおれんじプランをあわせて3つと報告で伺いましたが、そうすると資料2の13ページに他の計画との一覧がございますが、藤沢おれんじプランはこの中ではどういう位置付けになって、それが今後どういうふうになるのか、教えていただければと思います。

【事務局（高齢者支援課 田口補佐）】

現在の計画2023の中には、おれんじプランについての記載がない中で進行しております。実際にはおれんじプランはございますが、この計画の中には整合性が取れているように見えていないと言いますか、書かれていません。ただ、現行の計画の中でも認知症に関する目標というものは書かれておりますので、実際にはこことリンクをした形で現在の事業は進行しております。これをきちんと計画として位置づけていくことが、次期計画の中での表記となります。

一方で、認知症施策というのが大きな意味での高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画との整合性を持っていく中で、計画の期間の設定も明確化していきたいという意図がございまして、そのような整理をしていこうと考えております。

【小熊委員】

ありがとうございます。次ができる時にはこの中に入ってくるということですね。

【木原委員長】

ありがとうございます。その他、不明な点、ご質問しておきたい点ございましたらお願いします。

私からも質問させていただいていいでしょうか。高齢者に関する施策の計画ですけれども、地域共生社会ということに関して、少し高齢者を中心に据えながら説明を加えて藤沢型というところを少し今より明確にしていくということによろしいでしょうか。

【事務局（高齢者支援課 榮課長）】

はい、おっしゃるとおりです。

【木原委員長】

内容に関してご説明をしていただきましたが、よろしいでしょうか。

ここで一旦休憩にいたします。

<休憩>

議題（３）第９期介護保険事業計画における介護サービス見込み量等の推計について

【木原委員長】

議題の 3、第 9 期介護保険事業計画における介護サービス見込み量等の推計について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（介護保険課 森上級主査）】

第 9 期介護保険事業計画における介護サービス見込み量等の推計についてご説明させていただきます。

お手元の資料 3 をご覧ください。まず、訂正がございます。5 ページ目の保険給付費の推移と今後の見込みのところですが、枠の中の文章の 3 行目、保険給付費は、令和 8 年度に約 3 億 4600 万円となっておりますが、こちらが 346 億円、その下の行の約 9 億 9600 万円というところですが、こちらが 996 億円、さらにその下の約 1 億 5400 万円が、154 億円が正しい数値となりますので、訂正させていただきます。それからグラフ左側の軸の数字が 7 万、6 万と入っているところの上に（千円）とございますが、こちら（百万円）が正しい単位となりますので、訂正をお願いいたします。

1 ページ目の厚生労働省の『地域包括ケア「見える化」システム』の将来推計機能を使用して令和 6 年度から令和 8 年度における保険給付費の総額の推計を行っております。推計値に関しては現時点での暫定値となっております。今後、介護報酬改定による影響等を反映した推計は別途行う予定です。

『地域包括ケア「見える化」システム』というものは、厚生労働省が運営している都道府県・市町村における介護保険事業計画等の策定、実行を総合的に支援するための情報システムになっています。介護保険に関連する情報ははじめ地域包括ケアシステム構築に関する様々な情報が一元化され、かつ、グラフ等を用いた見やすい形で提供されております。所定の登録手続きを行えばだれでも使うことができますが、一部の機能については利用者が限定されるものになっています。今回の将来

推計機能に関しましては都道府県及び市区町村職員専用の機能となっております。今回、第9期介護保険事業計画における将来推計機能というものは8月1日のバージョンアップで追加されており、それを基に推計を行っております。1ページ下の図に関しまして、保険給付費の算出過程を図で示したものとなっております。

2ページ目下のグラフで破線部分が高齢化率となっており、棒グラフの部分が年齢別人口となっております。一番下が65歳から74歳、真ん中の部分が75歳から85歳、白抜きの部分が85歳以上となっております。後期高齢者75歳以上の人口は団塊世代の高齢化に伴い、令和7年度まで急激に増加する傾向となっております。また、団塊ジュニア世代が75歳以上とある令和22年以降再び急激に増加する見込みとなっており、令和22年の段階では高齢化率が33.0%とほぼ3人に一人が高齢者となる見込みとなっております。

3ページは第1号被保険者数の推移と今後の見込みを表したものになります。下の棒グラフの部分は2ページと同様それぞれの年代ごとの人数を示しております。藤沢市将来人口推計に基づき、住所地特例対象者等を考慮し、第1号被保険者数を推計したものになります。住所地特例対象者とは、例えば他市区町村の保険者の方で藤沢市の住所地特例施設に入所され、藤沢市に住民登録をしている方に関しては藤沢市の人口には入りませんが、藤沢市の保険者ではない扱いになります。逆に藤沢の保険者の方が他の市区町村の住所地特例施設に入所され、そちらに住民登録されている場合は藤沢市の人口には含まれないのですが、藤沢市の第1号保険者の扱いになります。そういった対象者を考慮した推計となっております。

前期高齢者ですが、令和7年度までは減少傾向となり、その後増加に転じる見込みです。介護認定率の高くなる85歳以上の被保険者は増加傾向が続く見込みとなっております。

4ページは認定者数の推移と今後の見込みを示したものです。グラフの破線部分が認定率、棒グラフの部分が介護度別の認定者数となっております。高齢者人口の増加に伴い、認定者数が増加するとともに、後期高齢者の増加により認定率も上昇する見込みです。ただし令和17年度から令和22年度について認定率が若干低下の傾向があります。こちらに関しましては第1号保険者の増加に比べ、認定者数の増加の割合が少ない見込みとなっておりますので、若干下がった形となっております。介護度別に見ますと、重い介護度ほど増加率が高い傾向がありますが、増加人数としましては要介護1が最大となる見込みです。

5ページ目は保険給付費の推移と今後の見込みについて示したものになります。高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加や介護ニーズの増加に伴い、サービス利用者や介護給付費等の増加が見込まれます。グラフはサービスごとの給付費を示しております。保険給付費は令和8年度には約346億円となる見込みです。第9期計画期間3年間の保険給付費の総額は約996億円となりますので、第8期計画の3

年間の総額と比較した場合、154億年（118.3%）の増加となる見込みです。

6 ページ目はサービス別の給付費の見込みとなっております。単位は（千円）となります。各サービスの年度ごとの給付費の見込みとなっております。見込み量等の推計については以上となります。

【木原委員長】

ご説明ありがとうございました。委員の皆様からご質問やご意見がありましたらお願いいたします。はい、清水委員どうぞ。

【清水委員】

ご説明ありがとうございます。ここで見るように、対象者はどんどん増えるのですが、前回は実際に携わっている施設の方から人材不足や経験不足とか出ましたが、その辺は全体の計画の中にどのような形で盛り込まれる予定でしょうか。

【事務局（介護保険課 高橋課長補佐）】

おっしゃる通り、これから介護が必要となる方が増加しますので、ますます介護人材不足という、今でも深刻ですけれども、さらにこれから逼迫していくことが予想されております。現在も介護人材の確保への取り組みは行っているところですが、引き続き、確保と定着、あとは今いる方の業務負担の軽減も含めて、取り組んでいきたいと思っております。施策の方に介護人材の方は記載させていただく予定としておりますので、よろしくをお願いいたします。

【木原委員長】

ありがとうございます。他にご質問、ご意見、ございますか。

【清水（聖）委員】

1 番最後の6ページ、小規模多機能型居宅介護だけ、他のサービスに比べて数字があまり変わってないというか、横ばいに見えますが、何か根拠があるのでしょうか。

【事務局（介護保険課 高橋課長補佐）】

小規模多機能型居宅介護につきましては、事業所ごとに登録定員というものが決まっており、藤沢市でもいくつかありますが、看護小規模多機能型居宅介護という、訪問看護も合わせたサービスにここ数年転換する事業所も増えております。しかし利用者数の伸びる見込みが実績として少なかったことから、自然体推計の形になっておりますので、推計値としては伸びていない形になっております。

【清水（聖）委員】

何か今後積極的に看護小規模に転換していくというようなことでしょうか。

【事務局（介護保険課 高橋課長補佐）】

藤沢市として小規模多機能から看護小規模多機能に転換を促すということはないのですが、両方とも包括的なサービスになりますので、地域の整備状況に応じて整備をしながら、希望があれば、事業者の整備意向に応じて、看護小規模多機能への転換は認めていく方向になっております。

【清水（聖）委員】

ありがとうございます。

【木原委員長】

ありがとうございます。その他、ございますか。

【河瀬委員】

藤沢市の高齢化率や人口の推移は、全国的に見てどのような状況でしょうか。教えていただきたいなと思います。

【事務局（介護保険課 高橋課長補佐）】

全国的に見ますと、地方ではすでに総人口が減少に入っており、生産年齢人口も減り、高齢者人口も減っているという地域も実際にございます。藤沢市は転入超過が続いていますので、若い方も含めて人口増加は続いている状況です。ただ今後、65歳以上人口や団塊ジュニア世代が75歳以上になることによって、高齢化率が引き続き上がっていきます。全国と比較すると、人口自体は伸びていて高齢化率もそこまで高い方ではありませんが、長期的に見ますと、藤沢市もこれからどんどん高齢者数が増えていく状況になると見込まれております。

【清水（聖）委員】

先ほど介護人材の話も出ていましたが、居宅介護支援のケアマネさんの確保というか、在宅サービスが非常に増えてくる数字が出ています。ケアマネさんお1人が担当できる件数が決まっていて、ケアマネさんの人材の確保について、市として、現状を把握して、今後どうするみたいなのがわかれば教えていただきたいと思います。

【事務局（介護保険課 高橋課長補佐）】

ケアマネジャーの不足も全国的に今非常に問題になっております。市として実際にどのくらい足りないかという実数の把握はしておりませんが、施策としましては、介護支援専門員の実務研修受講料の補助をしたり、今いるケアマネジャーに対する支援事業を実施したりはしていますが、おっしゃる通り、今後高齢者が増えればサービス調整をするケアマネさんの不足というのも課題になってくると思いますので、介護人材対策と含めまして、介護職員、直接的な処遇改善に関わる職員さんの他にも、そういったケアマネジャーの確保というところもこれから検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局（介護保険課 中川参事）】

補足ですが、実は資格は持っているものの、現在職についてないという潜在的な方も非常にいるとは聞いております。こういう方がもう1度ケアマネジャーとして働いていただけるような支援も必要かと考えております。具体的に今回、計画には載ってはいないのですが、資格の掘り起こしといったものも極めて重要だと現場としては捉えておりますので、よろしくお願いいたします。

【木原委員長】

ありがとうございます。それでは、議題の4、第9期介護保険事業計画における施設・居住系サービス基盤の整備方針（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

議題（4）第9期介護保険事業計画における施設・居住系サービス基盤の整備方針

【事務局（介護保険課 新井主幹）】

私の方からは、資料4の第9期施設・居住系サービス基盤の整備方針（案）について、前回お示しさせていただいた案から、特別養護老人ホーム、老人保健施設の施設長さんが集まる会議にお邪魔させていただき、整備方針（案）をお示しさせていただきました。さまざまご意見を伺っておりますのでいくつかご説明いたします。

待機者数ありきで新規整備をしないでもらいたい、入所の連絡をしても何らかの理由で断られることが多い、新規整備することによって人材の確保が困難となる、入所者の確保にも影響がある等ご意見がありました。

7月時点において、特別養護老人ホームで新規受け入れ可能人数の調査をさせていただき、29人受け入れ可能な状況との結果が出ております。また地域密着型特別養護老人ホームについては新規受け入れはできない、10人ほどの待機がいらっしゃるという状況の結果がありました。新規整備をすることによって大きな影響があるという反面、高齢者人口の増加の推測、第1号被保険者数の増加、要介護認定

数の増加も見込まれておりますので、総合的に判断させていただき、前回との変更点について説明をさせていただきたいと思っております。

1 番の特別養護老人ホームの6行目のアンダーライン部分で前回の65床から48床にさせていただいております。内訳につきましては8行目の既存施設における短期入所等から本入所への転換による増床（19床）、前回の7床からの変更となります。10行目の地域密着型施設の整備で1施設（29床）ということで提案させていただいております。前回は2施設（58床）で前回の床数より若干下げております。短期入所等から本入所への転換による増床が前回より12床増加しておりますが、各施設より転換希望の要望があり、その分を加味している数字となっております。

2 ページ目 3 番の特定施設入居者生活介護事業所のアンダーライン箇所ですが、特定施設入居者生活介護事業所は特別養護老人ホームの代替施設としての機能も期待できますので、50床を目標に整備を行っていかうという（案）になっております。前回70床でこの50床は先ほどの特別養護老人ホームの整備とあわせて約100床という形で数字を持ってきています。既存のサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームで特定施設の指定を受けたいといった事業者がいくつかございますので、一定数増床として50床を目標として整備をしております。

変更点は以上ですが、今並行して特別養護老人ホーム入所待機者に対しアンケート調査をしていますが、本日の（案）につきましては現場の意見を反映した形で整備の数字をお出ししています。

【木原委員長】

ご説明ありがとうございます。では議題の5、パブリックコメントについて、事務局から説明をお願いいたします。

議題（5）パブリックコメント（市民意見公募）について

【事務局（高齢者支援課 水口）】

資料5をご覧ください。いきいき長寿プランふじさわ2026のパブリックコメントについては、先ほど資料2の2、委員会スケジュールで少し説明させていただきました通り、意見募集期間を11月13日から1か月間実施する予定でおります。意見を提出できる方は、市内に在住、在勤、在学の方、市内に事業所を有する方及びその他利害関係者になっております。提出方法は、高齢者支援課または介護保険課へ持参、郵送またはファックスとする予定です。いただきました意見については、類型化し、市の考えと合わせて公表する予定になっております。実施についての周知方法ですが、10月25日から、資料5、本資料をチラシとして市役所及び市民セ

ンターへ、チラシとして配架と広報ふじさわへの掲載を予定しております。そのほかの周知方法については、福祉部の他の課の計画と足並みを揃えて行っていく予定でおります。資料5の説明については以上です。

【木原委員長】

ご説明ありがとうございます。説明の方は以上になります。全体を通じまして、各委員の皆様から何かご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、その他、事務局からお願いします。

議題（6）その他

【事務局（高齢者支援課 會澤）】

次回の日程についてご連絡をさせていただきます。第3回の日程が11月8日水曜日午後2時からとなります。会場は本日と同じこの8階の8-1・8-2会議室となります。開催通知は改めてお送りさせていただきますので、そちらでご確認をお願いいたします。

また、先ほど議題2の時にもお伝えをさせていただきましたが、第3回の資料は、委員会開催の2週間前を目安にお送りさせていただきます。その際、意見書等を同封させていただいて、事前にご意見をお願いできればと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の審議内容についてご意見、ご質問がある場合は、8月31日木曜日を目処に事務局までご連絡いただければと思っております。詳細は改めて明日以降、メールでご連絡させていただきますので、ご確認をお願いいたします。事務局からは以上です。

3 閉会

【木原委員長】

ありがとうございます。以上を持ちまして、本日の議題は全て終了いたしました。皆様のご協力によりまして、会議が円滑に進行できましたことを、お礼申し上げます。それでは、マイクを事務局にお返しいたします。お願いいたします。

【事務局（高齢者支援課 會澤）】

木原委員長、ありがとうございました。委員の皆様、本日はお忙しい中、長時間

にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。第2回目ということで、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた一次案のご説明をさせていただきました。本日、皆様からいただいた貴重なご意見を踏まえながら、さらに改訂の作業を進めてまいりたいと思っております。

次回の委員会では中間案という形でお示しをする予定でございますので、引き続きご審議を賜りますようお願い申し上げます。

委員の皆様から議題の提案などがございましたら、お気軽に事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは、これで本日の委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上